

平成 14 年 11 月 18 日

厚生労働省

仲裁検討会検討事項案その21に対する意見について

(意見)

労働協約により仲裁条項が定められた場合を除き、労働者と使用者の間の仲裁契約のうち将来の争いに関するものは無効とする措置を講ずることが必要と考える。

(理由)

仲裁法による仲裁契約は、対等な契約当事者が、双方の同意の下に締結されることが想定されていると考えられるところ、無制限に仲裁契約の締結を認めた場合には、交渉力の弱い労働者が不利な立場で適用されるおそれがあること。

就業規則において新たに仲裁条項が設けられた場合、当該条項が合理的なものである限り、個々の労働者において、これに同意しないことを理由としてその適用を拒否することは許されないと解される。

また、労働者が、採用時に仲裁契約に合意した場合や、あらかじめ就業規則に設けられた仲裁条項に同意した場合であっても、当該労働者が事前に仲裁の意味を明確に意識していない場合や、仮に意識していてもそれに応じざるを得ない場合が多いと考えられる。

このようなことから、将来の争いに関する仲裁契約の効力を認めることは、一方的に当該労働者の訴権を奪うこととなるおそれがあり、問題であること。

労働協約により仲裁条項が設けられた場合は、労働組合と使用者とが対等な立場により交渉した結果合意が形成されたものであり、上記のような問題は生じないこと。